二　前条の規定により登録の申請をした者（以下この号及び次項において「登録申請者」という。）が、特定漁船の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号において「特定漁船関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、特定漁船関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第八十四条の三第一項第二号イにおいて同じ。）であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第八十四条の三第一項第二号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める特定漁船関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該特定漁船関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、特定漁船関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該特定漁船関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2　国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　次条において準用する第四条の十七の規定により第七十条の二の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、登録特定漁船講習の実施に関する事務（以下「登録特定漁船講習事務」という。）を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　第七十条の二の登録は、登録特定漁船講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録特定漁船講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録特定漁船講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録特定漁船講習事務の開始日

（準用）

第七十条の五　第四条の五第二項及び第三項並びに第四条の七から第四条の二十二までの規定は特定漁船講習、第七十条の二の登録、登録特定漁船講習事務、登録特定漁船講習事務規程及び登録特定漁船講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の五第三項第三号及び第四号	別表第二の三
第四条の五第三項第六号	次条第二項各号
第四条の七第二項	前二条

別表第八の二	
第七十条の四第一項第二号イからハまで及び第二項各号	
第七十条の三、第七十条の四並びに第七十条の五において準用する第四条の五第二項及び第三項	

（新設）